

この議案は、令和5年2月28日開催の総会で承認されました。

第11回通常総会議案

(令和5年度)



期 日 令和5年2月28日
場 所 鳥取市末広温泉町 556
白兔会館
「らいちょうの間」

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

第11回 公益社団法人 鳥取県緑化推進委員会通常総会

日 時 令和5年2月28日（火）

午後1時30分～

場 所 鳥取市末広温泉町556

白兔会館 「らいちょうの間」

電 話 0857-23-1021

総 会 次 第

1 開 会

2 理事長あいさつ

3 議長選出

4 議事録署名人の指名

5 議 題

第1号議案 令和4年度事業報告及び収支決算について

（ 監 査 報 告 ）

第2号議案 令和3年度森林・山村多面的機能発揮対策の実施状況について

第3号議案 役員の改選について

6 報告事項

(1) 令和5年度事業計画及び収支予算について

7 その他

8 閉 会

第1号議案

令和4年度事業報告及び収支決算書について

(令和4年1月1日～令和4年12月31日)

1. 業務報告

- 1月20日(木) 第1回緑の募金等運営協議会【委員、事務局長】 於 県庁会議室
- 1月24日(月) 監事会(監査)【監事、事務局長】 於 県庁会議室
- 1月31日(月) 第1回通常理事会【代表理事、理事、監事、事務局長】(書面表決)
- 2月14日(月) 第10回通常総会【代表理事、理事、監事、事務局長、会員】 於 白兔会館
- 2月22日(火) 鳥取県緑化推進委員会事務担当者会議【事務局長】 Web会議
- 5月11日(水) 森林・山村多面的機能発揮対策審査委員会【委員、事務局長】(書面表決)
- 6月27日(金)～29日(水) 森の教室【事務局長】
三朝町立賀茂保育園、米子市南保育園、学校法人聖心幼稚園
- 7月8日(金) 監事会(監査)【監事、事務局長】 於 県庁会議室
- 7月26日(火) 第2回緑の募金等運営協議会【委員、事務局長】(書面表決)
- 8月18日(木) 法人指導課立入検査【事務局長】 於 県庁会議室
- 8月29日(月) 全国緑化推進委員会連絡協議会総会【事務局長】 Web会議
- 9月11日(日) 森林・山村多面的機能発揮対策安全研修会【事務局長】 於 鳥取市青谷町青谷
- 10月18日(火) 学校環境緑化モデル事業完成式典【事務局長】 於 岩美町立岩美西小学校
- 10月21日(金) 法定外負担金等審議会【事務局長】 於 鳥取市民交流センター
- 10月22日(土) 第66回鳥取県植樹祭【代表理事、事務局長】 於 日野町中菅(滝山公園)
- 10月24日(月) 令和4年度鳥取県緑化運動・育樹運動
ポスター原画審査会【事務局長】 於 県立図書館会議室
- 10月27日(木) 中国・四国地区緑化推進協議会総会【事務局長】 Web会議
- 10月31日(月) 森林・山村多面的機能発揮対策ブロック会議【事務局長】 於 香川県高松市
- 11月10日(木) 学校環境緑化モデル事業完成式典【事務局長】 於 倉吉市立社小学校
- 11月14日(月)～16日(水) 森の教室【事務局長】
ことうらこども園、淀江どんぐりこども園、鳥取福祉会松保育育園
- 11月17日(月) 森の教室 植樹会 とっとり出合いの森【事務局長】
- 12月2日(金) 第3回緑の募金等運営協議会【事務局長】 於 県庁会議室
- 12月9日(金) 第2回通常理事会【代表理事、理事、監事、事務局長】 於 鳥取市民交流センター
- 12月14日(水) 全国緑化推進委員会連絡協議会全体会議【事務局長】 Web会議

2. 緑の募金結果、緑の募金事業報告及び収支決算について

1 令和4年度緑の募金結果

(1) 募金期間及び活動内容

春 期 令和4年 3月25日 ~ 令和4年 5月31日
(学校募金、家庭募金、職場募金、企業募金等の実施)

秋 期 令和4年 9月 1日 ~ 令和4年10月31日
(学校募金、家庭募金、職場募金等の実施)

(2) 募金目標及び実績

(単位：円)

区 分		令和3年度	令和4年度	伸び率 (%)
目 標 額		21,000,000	21,000,000	100.0%
実 績	春 期	18,581,805	18,751,915	100.9%
	秋 期	2,527,251	1,766,973	69.9%
	計	21,109,056	20,518,888	97.2%
達成率 (%)		100.5%	97.7%	

(3) 募金内訳

(単位：千円)

区 分	令和3年度		令和4年度				伸び率
	金額 (A)	比率 (%)	春 期	秋 期	計 (B)	比率 (%)	B/A×100
街 頭	11	0.1	—	—	0	0.0	
学 校	992	4.7	806	75	881	4.3	88.8
家 庭	15,540	73.6	14,610	541	15,151	73.8	97.5
企 業	833	3.9	632	18	650	3.2	78.0
職 場	3,251	15.4	2,258	867	3,125	15.2	96.1
その他	482	2.3	446	266	712	3.5	147.7
計	21,109	100.0	18,752	1,767	20,519	100.0	97.2

(4) 募金団体数

(単位：団体)

区 分	街頭募金	学校募金	家庭募金	企業募金	職場募金	その他	計
令和3年度	1	157	1,846	75	519	56	2,654
令和4年度	—	147	1,797	71	476	60	2,551

事業1 緑の募金事業

1 森林の整備事業（200,000円）

（1）森林づくりの促進

公共性の高い森林等の整備を推進するため、森林づくり活動及び森林を利用した交流活動を行った団体に対して助成する。

（単位：円）

事業実施主体	事業内容	事業費	助成額
新屋町自治会 （境港市）	弓ヶ浜の松林（保安林）の雑木の伐採及び雑草の刈り払いを行い、松林の整備を行った。	352,475	200,000

2 緑化推進事業（10,234,698円）

（1）全県緑化の推進（571,605円）

① 鳥取県植樹祭の開催（344,505円）

県民一人ひとりが、植樹を通じて自然との共生を図りながら、緑を育てる意識を醸成し、緑豊かな郷土を未来に引き継ぐことを目的として、鳥取県、日野町と共催により第66回鳥取県植樹祭を開催した。

- ・開催期日 令和4年10月22日（土）
- ・開催場所 日野町中菅 「滝山公園」
- ・参加者 県民、みどりの少年団 他（約250名）

② 誕生記念樹の贈呈（227,100円）

赤ちゃんの誕生をお祝いするとともに、未来を担う子ども達に豊かなみどりを引き継いでもらうため、令和3年8月1日～令和4年7月31日に生まれた赤ちゃんを対象に、配布を希望される方86名に緑化苗木を贈呈した。

(2) 地域緑化の推進 (450,000円)

地域住民の緑化意識の高揚と緑づくりを促進するため、緑化活動及び緑化関係イベント等を実施した次の3団体に助成した。

(単位：円)

事業実施主体	事業内容	事業費	助成額
山根の里づくり 作業部会 (鳥取市)	鳥取市青谷町山根地内の住民や来訪者が集まる広場の外縁部及び放置された里山や耕作放棄地の藪を刈り払い、野山に親しめる樹木を植栽した。 植栽苗：アジサイ、ミカン、カキ、ミツマタ等 計 110本	164,277	150,000
日本造園組合連 合会鳥取県支部 (米子市)	とっとり花回廊「花と緑のフェア」で苗木の配布と樹木の剪定教室を行った。 配布苗：ナツメ、リョウブ、ウメモドキ等 計 150本	200,000	150,000
小鷲河ふる里を 守る会 (鳥取市)	鳥取市鹿野町小鷲河地区内の鷲峯神社、天王林道入口、旧公民館跡地などに苗木の植栽を行った。 植栽苗：ソメイヨシノ、イロハモミジ、キリシマツツジ等 計 164本	150,000	150,000
計 3団体		514,277	450,000

(3) 学校緑化活動の推進 (1,616,970円)

① 学校緑化推進事業 (996,970円)

環境教育の推進のため、敷地内の樹木の伐採・枝払い、樹木の植栽など5校の環境整備に助成した。

鳥取福祉会めぐみ保育園、琴浦町立八橋小学校、鳥取第五幼稚園
米子市宇田川保育園、鳥取市立東郷小学校

② みどりの少年団の交流集会 (支出なし)

みどりの少年団が自然の中での学習を通じて、緑に親しみ、相互の交流と活動の活性化を図るための交流集会は、新型コロナウイルス拡大防止のため、中止した。

③ みどりの少年団育成 (620,000円)

次代を担う子ども達が自然を愛し、心豊かな人間に育つことを支援するため、申請のあった県内31小学校のみどりの少年団に対して一律20,000円の活動費を助成した。

④ みどりの少年団活動の推進（支出なし）

地域での奉仕活動、野外での実践活動等、通常の少年団活動に加えてより充実した活動を行うみどりの少年団の活動に要する経費に対し、予算の範囲内で助成する。

⑤ 全国緑の少年団指導者研修会参加助成（支出なし）

みどりの少年団指導者の指導体制の強化及び活動の活性化を図るため、全国の少年団連盟が主催する指導者研修会へ県内指導者を派遣し、全国の指導者との交流、指導技術の向上を図るため、参加者に対し経費の一部を助成する。

(4) 募金事業交付金（7,596,123円）

県内各地区の学校及び公的施設等の緑化を推進するため、森林整備や環境緑化事業の実施を希望する募金団体に、市町村支部を窓口として家庭募金・学校募金・街頭募金額の65%を限度に募金事業交付金を交付した。

- ・ 交付対象支部 18市町村支部（280団体）
- ・ 交 付 額 7,596,123円

(5) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

荒廃が進む里山林を整備するため地域住民が森林所有者、NPO法人、民間団体等と一緒に活動組織を作り、里山林の整備や侵入竹の除去、山林資源の活用、森林の中での自然体験等の活動を行う場合、活動組織に対し交付金を交付する。

- ・ R3年度実施活動組織（R3.4.1～R4.3.31）
3 団体 交付金額 693,000円
- ・ R4年度実施活動組織（R4.4.1～R5.3.31）
2 団体 交付予定金額 309,800円

令和4年度市町村支部交付金事業

(単位:円)

支 部 名	04交付対象額 A	03秋募金 B	交付限度額 (A+B) × 0.65	緑 化 計 画		交付確定額
				事業数	交付決定額	
鳥 取 市	3,163,761	669,988	2,491,937	56	1,370,800	1,370,800
岩 美 町	672,383	0	437,049	20	408,642	408,642
八 頭 町	790,754	14,812	523,618	7	229,884	229,884
若 桜 町	177,399	6,500	119,534	2	84,500	84,500
智 頭 町	355,110	800	231,342	3	167,000	167,000
倉 吉 市	1,594,529	0	1,036,444	24	939,960	939,960
湯 梨 浜 町	755,112	0	490,823	25	476,293	476,293
三 朝 町	351,290	6,374	232,482	13	232,000	232,000
北 栄 町	841,099	6,400	550,874	12	550,000	550,000
琴 浦 町	865,634	16,700	573,517	24	572,910	572,910
米 子 市	1,878,103	102,680	1,287,509	43	663,594	663,594
境 港 市	944,483	177,450	729,256	7	728,900	728,900
日 吉 津 村	331,207	0	215,285	4	205,780	205,780
南 部 町	569,410	0	370,117	16	337,074	337,074
伯 耆 町	486,153	7,200	320,679	13	294,110	294,110
大 山 町	760,145	12,801	502,415	5	17,376	17,376
日 南 町	340,674	0	221,438	0	0	0
日 野 町	303,555	0	197,311	4	197,300	197,300
江 府 町	185,055	0	120,286	2	120,000	120,000
合 計	15,365,856	1,021,705	10,651,915	280	7,596,123	7,596,123

令和3年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 実施状況について

番号	活動組織名	活動地域	取組メニュー	交付金実績		内 訳			活動内容
				面積・回数	計	国	県(1/6)	市町村(1/6)	
1	にちなん 森あそびの会 代表 下本 隆司	日野郡 日南町 湯 河	地域環境保全(里山林)	1.0 ha	146,000	110,000	18,000	18,000	・筍刈り、竹間伐・侵入竹除去、林内集積整理、林外搬出
			小 計		146,000	110,000	18,000	18,000	
2	にちなん 森あそびの会 代表 下本 隆司	日野郡 日南町 新 屋	活動推進		150,000	112,500	18,750	18,750	・筍刈り、竹間伐・侵入竹除去、林内集積整理
			地域環境保全(里山林)	0.5 ha	190,000	142,500	23,750	23,750	
			小 計		340,000	255,000	42,500	42,500	
3	子ーム竹取物語 代表 山本 雄二	鳥取市 青谷町 青 谷	森林資源利用	0.1 ha	16,000	12,000	2,000	2,000	・広葉樹を伐採、搬出して林内を整備し、搬出した材を薪として活用。 チエーンソー 110,000円、運搬機 409,000円
			資機材・施設の整備(1/2)		55,000	55,000			
			資機材・施設の整備(1/3)		136,000	136,000			
			小 計		207,000	203,000	2,000	2,000	
実施 3地区			計		693,000	568,000	62,500	62,500	

令和4年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（継続中）

番号	活動組織名	活動地域	取組メニュー	交付金実績		内 訳			活動内容
				面積・回数	計	国	県(1/6)	市町村(1/6)	
1	にちなん 森あそびの会 代表 下本 隆司	日野郡 日南町 新 屋	地域環境保全(里山林)	0.5 ha	76,500	57,500	9,500	9,500	・荷刈り、竹間伐・侵入竹除去、林内集積整理
			小 計		76,500	57,500	9,500	9,500	
			森林資源利用	0.1 ha	15,300	11,500	1,900	1,900	
2	チーム竹取物語 代表 山本 雄二	鳥取市 青谷町 青 谷	資機材・施設の整備(1/2)		181,000	181,000			・広葉樹を伐採、搬出して林内を整備し、搬出した材を薪として活用。 ウインチ 363,000円 薪割り機 113,300円
			資機材・施設の整備(1/3)		37,000	37,000			
			小 計		233,300	229,500	1,900	1,900	
実施 2地区			計		309,800	287,000	11,400	11,400	

事業2 緑と水の森林ファンド事業

1 緑と水の森林ファンド事業

(1) 樹名板の設置（203,830円）

樹木に親しみ、樹木を大切にすることを養うため、公園、学校等の公的な場所の樹木に、県産材の樹名板を設置した。

(単位：枚)

市町村	設置場所又は団体	設置枚数
鳥取市	かちべ伝承館、鹿野城跡公園	20
八頭町	八頭高等学校	30
倉吉市	高城小学校	10
大山町	仁王堂公園	49
合 計		109

(2) 木工工作キット配布事業（1,423,092円）

小中学校の児童・生徒に木材触れることを通じて、木材の良さを認識してもらうため、県産材を利用した工作キット等を希望のあった学校に配付した。

(単位：セット枚)

市町村	配布場所	配布品及び数量		
		本立て	スギ板	合 計
鳥取市	富桑小学校	28		28
	城北小学校	119		119
	世紀小学校	26		26
	岩倉小学校	6		6
	国府東小学校	3		3
	宝木小学校	25		25
	浜村小学校	40		40
	醇風小学校		45	45
	修立小学校		33	33
	末恒小学校		78	78
	千代南中学校		39	39

市町村	配布場所	配布品及び数量		
		本立て	スギ板	合計
鳥取市	湖南学園		21	21
	江山学園		19	19
	鹿野学園		23	23
	青翔開智中学校		45	45
岩美町	岩美南小学校	27		27
	岩美西小学校		23	23
倉吉市	北谷小学校	37		37
	西郷小学校		38	38
琴浦町	赤碕小学校	33		33
	船上小学校	20	26	46
	東伯中学校		101	101
米子市	成実小学校		16	16
境港市	中浜小学校		49	49
南部町	会見第二小学校	18		18
	法勝寺中学校		60	60
伯耆町	岸本小学校	20		20
	溝口小学校	20		20
合計		422	616	1,038

(3) 青少年・民間活動グループ育成事業（100,000円）

民間のボランティア団体等の自主的な緑化活動を促進するため、緑化活動や学習会等を行った次の団体に対して助成した。

(単位：円)

事業実施主体	事業内容	事業費	助成額
鳥取県木材青年経営者協議会 (大山町)	木材の良さを普及啓発するため、木材を使ったオリジナルキット（イス、木箱、小物入れ）を組み立てる木工教室を開催した。	181,000	100,000

(4) 森林空間活用推進事業 (126,156円)

森林・緑に関するイベント、学習会の開催並びに体験学習による植樹、保育作業の実施、憩いの場・癒しの場としての森林整備に助成した。

(単位：円)

事業実施主体	事業内容	事業費	助成額
東園自治会 (北栄町)	マツクイムシ被害跡地の神社境内に地域の住民が憩えるよう苗木を植栽した。 植栽木：ロウバイ、モクセイ、イロハモミジなど35本	147,788	126,156

(5) 学校環境緑化モデル事業 (1,000,000円)

(株)ローソン緑の募金による緑と水の森林ファンド事業積立金制度を活用して、学校環境フィールドの整備に取り組む次の小学校に助成した。

(単位：円)

事業実施主体	事業内容	事業費	助成金
岩美町立 岩美西小学校	校舎に隣接した子どもの森の樹木の伐採・剪定及び下草刈りを行い、木々や草花にふれあいながら、自然の中で安心して遊べる学校環境の整備を行った。 剪定：アカマツ、クスノキ、シイ等62本 伐採：クヌギ、ヒサカキ等18本	500,000	500,000
倉吉市立 社小学校	校舎の前庭にある木々を剪定し、学校が明るく風通しのよい学校環境の整備を行った。 剪定：サクラ、モミジ、キンモクセイ ツツジなど75本	500,000	500,000

事業3 緑化普及事業

1 普及啓発

(1) コンクール等の実施及び表彰

鳥取県と共催により、下記コンクール等を行い緑化意識の高揚に努めた。

コンクール名	共催者	応募点数	表彰点数	内緑推表彰
令和4年度鳥取県緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール	鳥取県	63	11	6

(2) 広報活動事業

ア 国土緑化及び育樹運動ポスターの掲示、並びに新聞広告の掲載により緑化の推進の広報に努めた。

イ 春の募金期間に合わせ、テレビCMを放映し、緑化推進の広報に努めた。

ウ ホームページにより情報公開に努めるとともに、各種催し等の迅速な情報提供に努めた。

(3) 会報誌の発行

「とっとり緑推だより」を2回発行し、会員、イベント来場者、緑の募金団体等に配布し、緑化推進の取り組みや緑の募金等についての情報提供に努めた。

2 緑化の推進

(1) 一株植樹運動

家庭等の緑化を推進するため、市町村、苗木生産業者の協力を得て、緑化用苗木を安価で斡旋した

取扱本数 25種類 4,016本

3. 令和4年度正味財産増減計算書

令和4年1月1日から令和4年12月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	3,698,400	4,197,000	-498,600
正会員受取会費	2,868,400	3,337,000	-468,600
賛助会員受取会費	830,000	860,000	-30,000
事業収益	1,593,010	1,623,677	-30,667
一株植樹	1,593,010	1,623,677	-30,667
受取補助金等	4,951,372	4,106,675	844,697
国土緑化推進機構交付金	700,000	550,000	150,000
緑と水の森林ファンド助成金	2,840,000	2,340,000	500,000
林野庁交付金	1,294,372	1,111,175	183,197
県交付金	56,500	54,750	1,750
市町村交付金	60,500	50,750	9,750
受託金	0	80,000	-80,000
国土緑化推進機構等受託金	0	80,000	-80,000
緑の募金	20,518,888	21,109,057	-590,169
緑の募金	20,518,888	21,109,057	-590,169
雑収益	15,453	5,402	10,051
受取利息	226	252	-26
雑収益	15,227	5,150	10,077
経常収益計	30,777,123	31,121,811	-344,688
(2) 経常費用			
事業費	29,337,832	30,211,375	-873,543
給料手当	4,719,954	4,701,100	18,854
諸手当	1,478,596	1,699,724	-221,128
臨時雇用賃金	835,232	846,188	-10,956
福利厚生費	1,060,951	1,126,061	-65,110
旅費交通費	370,243	470,833	-100,590
通信運搬費	486,175	556,117	-69,942
消耗什器備品費	0	535,590	-535,590
消耗品費	551,799	631,669	-79,870
広告費	1,633,500	1,546,600	86,900
材料費	2,764,381	2,940,086	-175,705
印刷製本費	792,511	841,191	-48,680
光熱水料費	59,283	45,319	13,964
賃借料	65,920	65,920	0
保険料	1,860	8,043	-6,183
諸謝金	30,000	0	30,000
租税公課	1,333	1,939	-606
支払助成金	4,554,848	4,553,334	1,514
支払交付金	9,158,059	8,865,066	292,993
委託費	317,976	349,489	-31,513
支払手数料	450,620	425,324	25,296

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
雑費	4,591	1,782	2,809
管理費	1,168,169	1,093,890	74,279
給料手当	291,516	289,700	1,816
報酬	110,000	110,000	0
諸手当	94,379	108,493	-14,114
臨時雇用賃金	28,037	34,722	-6,685
退職給付費用	243,613	96,180	147,433
福利厚生費	66,056	70,447	-4,391
会議費	38,700	72,500	-33,800
旅費交通費	2,841	14,615	-11,774
通信運搬費	18,492	21,277	-2,785
消耗品費	18,422	18,612	-190
印刷製本費	15,041	16,430	-1,389
光熱水料費	14,728	11,258	3,470
賃借料	16,480	16,480	0
租税公課	317	461	-144
支払負担金	180,000	180,000	0
国土緑化推進機構	120,000	120,000	0
全国緑化推進委員会連絡協議会	10,000	10,000	0
みどりの少年団全国連盟	50,000	50,000	0
委託費	2,209	2,085	124
支払手数料	23,889	29,292	-5,403
雑費	3,449	1,338	2,111
経常費用計	30,506,001	31,305,265	-799,264
評価損益等調整前当期経常増減額	271,122	-183,454	454,576
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	271,122	-183,454	454,576
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	271,122	-183,454	454,576
一般正味財産期首残高	19,731,661	19,915,116	-183,455
一般正味財産期末残高	20,002,783	19,731,661	271,122
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	20,002,783	19,731,661	271,122

4. 令和4年度正味財産増減計算書内訳表

令和4年1月1日から令和4年12月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計					法人会計	合計
	緑の募金 公1	緑と水 公2	緑化普及 公3	共通事業	小計		
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
受取会費	0	0	0	1,849,200	1,849,200	1,849,200	3,698,400
正会員受取会費	0	0	0	1,434,200	1,434,200	1,434,200	2,868,400
賛助会員受取会費	0	0	0	415,000	415,000	415,000	830,000
事業収益	0	0	1,593,010	0	1,593,010	0	1,593,010
一株植樹	0	0	1,593,010	0	1,593,010	0	1,593,010
受取補助金等	1,611,372	3,340,000	0	0	4,951,372	0	4,951,372
国土緑化推進機構交付金	200,000	500,000	0	0	700,000	0	700,000
緑と水の森林ファンド助成金	0	2,840,000	0	0	2,840,000	0	2,840,000
林野庁交付金	1,294,372	0	0	0	1,294,372	0	1,294,372
県交付金	56,500	0	0	0	56,500	0	56,500
市町村交付金	60,500	0	0	0	60,500	0	60,500
緑の募金	20,518,888	0	0	0	20,518,888	0	20,518,888
緑の募金	20,518,888	0	0	0	20,518,888	0	20,518,888
雑収益	15,247	0	0	165	15,412	41	15,453
受取利息	20	0	0	165	185	41	226
雑収益	15,227	0	0	0	15,227	0	15,227
経常収益計	22,145,507	3,340,000	1,593,010	1,849,365	28,927,882	1,849,241	30,777,123
(2) 経常費用							
事業費	22,160,583	4,225,597	2,951,652	0	29,337,832	0	29,337,832
給料手当	3,449,366	777,376	493,212	0	4,719,954	0	4,719,954
諸手当	971,363	258,692	248,541	0	1,478,596	0	1,478,596
臨時雇用賃金	713,743	74,763	46,726	0	835,232	0	835,232
福利厚生費	755,444	177,113	128,394	0	1,060,951	0	1,060,951
旅費交通費	358,224	13,490	26,935	0	398,649	0	398,649
通信運搬費	326,781	32,161	127,233	0	486,175	0	486,175
消耗品費	464,176	15,323	72,300	0	551,799	0	551,799
広告費	1,633,500	0	0	0	1,633,500	0	1,633,500
材料費	1,452,501	0	1,311,880	0	2,764,381	0	2,764,381
印刷製本費	404,077	0	388,434	0	792,511	0	792,511
光熱水料費	47,516	5,328	6,439	0	59,283	0	59,283
賃借料	52,737	5,932	7,251	0	65,920	0	65,920
保険料	1,860	0	0	0	1,860	0	1,860
諸謝金	30,000	0	0	0	30,000	0	30,000
租税公課	1,012	145	176	0	1,333	0	1,333
支払助成金	2,266,970	2,853,078	0	0	5,120,048	0	5,120,048
支払交付金	8,770,123	0	0	0	8,770,123	0	8,770,123
委託費	262,457	0	55,519	0	317,976	0	317,976
支払手数料	194,142	12,196	38,612	0	244,950	0	244,950
雑費	4,591	0	0	0	4,591	0	4,591

科 目	公益目的事業会計					法人会計	合計
	緑の募金 公1	緑と水 公2	緑化普及 公3	共通事業	小計		
管理費	0	0	0	0	0	1,168,169	1,168,169
給料手当	0	0	0	0	0	291,516	291,516
報酬	0	0	0	0	0	110,000	110,000
諸手当	0	0	0	0	0	94,379	94,379
臨時雇用賃金	0	0	0	0	0	28,037	28,037
退職給付費用	0	0	0	0	0	243,613	243,613
福利厚生費	0	0	0	0	0	66,056	66,056
会議費	0	0	0	0	0	38,700	38,700
旅費交通費	0	0	0	0	0	2,841	2,841
通信運搬費	0	0	0	0	0	18,492	18,492
消耗品費	0	0	0	0	0	18,422	18,422
印刷製本費	0	0	0	0	0	15,041	15,041
光熱水料費	0	0	0	0	0	14,728	14,728
賃借料	0	0	0	0	0	16,480	16,480
租税公課	0	0	0	0	0	317	317
支払負担金	0	0	0	0	0	180,000	180,000
国土緑化推進機構	0	0	0	0	0	120,000	120,000
全国緑化推進委員会連絡協議会	0	0	0	0	0	10,000	10,000
みどりの少年団全国連盟	0	0	0	0	0	50,000	50,000
委託費	0	0	0	0	0	2,209	2,209
支払手数料	0	0	0	0	0	23,889	23,889
雑費	0	0	0	0	0	3,449	3,449
経常費用計	22,160,583	4,225,597	2,951,652	1,849,365	29,337,832	1,168,169	30,506,001
評価損益等調整前当期経常増減額	-15,076	-885,597	-1,358,642	1,849,365	-409,950	681,072	271,122
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	-15,076	-885,597	-1,358,642	1,849,365	-409,950	681,072	271,122
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計							0
(2) 経常外費用							
経常外費用計							0
当期経常外増減額							0
当期一般正味財産増減額							271,122
一般正味財産期首残高							19,731,661
一般正味財産期末残高							20,002,783
II 指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額							0
指定正味財産期首残高							0
指定正味財産期末残高							0
III 基金増減の部							
当期基金増減額							0
基金期首残高							0
基金期末残高							0
IV 正味財産期末残高							20,002,783

5. 貸借対照表

令和 4年12月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	18,102,834	17,894,736	208,098
未収金	2,533,548	2,416,176	117,372
流動資産合計	20,636,382	20,310,912	325,470
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	0	0	0
建物	0	0	0
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	1,205,413	961,800	243,613
特定資産合計	1,205,413	961,800	243,613
固定資産合計	1,205,413	961,800	243,613
資産合計	21,841,795	21,272,712	569,083
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	611,500	506,355	105,145
前受金	0	56,500	-56,500
預り金	22,099	16,396	5,703
流動負債合計	633,599	579,251	54,348
2. 固定負債			
退職給付引当金	1,205,413	961,800	243,613
固定負債合計	1,205,413	961,800	243,613
負債合計	1,839,012	1,541,051	297,961
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	20,002,783	19,731,661	271,122
一般正味財産合計	20,002,783	19,731,661	271,122
正味財産合計	20,002,783	19,731,661	271,122
負債及び正味財産合計	21,841,795	21,272,712	569,083

6. 財産目録

令和 4年12月31日現在

(単位：円)

		科 目	合 計
(流動資産)	預金	普通預金	3,560,620
		山陰合同銀行鳥取県庁支店	1,690,603
		鳥取銀行鳥取県庁支店	511,653
		山陰合同銀行鳥取県庁支店	878,874
		鳥取銀行鳥取県庁支店	479,490
		振替貯金	8,247,134
		郵便局(公)	222,919
		郵便局(法)	324,455
		郵便局(共用)	7,699,760
		定期預金	6,295,080
		山陰合同銀行鳥取県庁支店	3,259,742
		鳥取銀行鳥取県庁支店	3,035,338
		未収金	2,533,548
		受託金	2,533,548
流動資産合計			20,636,382
(固定資産)			
特定資産	退職給付引当資産		1,205,413
固定資産合計			1,205,413
資産合計			21,841,795
(流動負債)		未払金	611,500
		預り金	22,099
		雇用保険料	22,099
流動負債合計			633,599
(固定負債)			
	退職給付引当金		1,205,413
固定負債合計			1,205,413
負債合計			1,839,012
正味財産			20,002,783

監査報告書

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会
理事長 内田博長 様

令和5年1月24日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

監事 西谷勝之



監事 長谷川和郎



私たち監事は、公益社団法人鳥取県緑化推進委員会の令和4年1月1日から令和4年12月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査しました。その方法及び結果について、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、会議等に出席し、理事及び事務局職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について確認しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について確認しました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

第2号議案

令和3年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業の実施状況について

令和3年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 収支決算

【収入の部】

区 分	精 算 額 (円)	摘 要
1 活動組織向け交付金	693,000	
林野庁からの交付金	568,000	
鳥取県からの交付金	62,500	
鳥取市からの交付金	2,000	
日南町からの交付金	60,500	
2 地域協議会運営費	792,000	
3 その他	759	
計	1,485,759	

【支出の部】

区 分	精 算 額 (円)	摘 要
1 活動組織向け交付金	693,000	3組織への交付金
2 地域協議会運営費	792,759	・審査委員会開催費 ・交付金交付・申請事務 ・実施状況検査・確認事務
3 その他	0	
計	1,485,759	

第3号議案

役員の改選について

報告事項（１）

令和５年度事業計画及び収支予算について

（令和５年１月１日～令和５年１２月３１日）

事業１ 緑の募金事業

１ 基本計画

きれいな空気、おいしい水、心身の癒し、地球温暖化の防止など、森林・緑は私たちの豊かな生活を支え、多くの恵みを与えてくれます。

県内の豊かな森林・緑を維持発展し次代にひきつぎ、緑豊かで活力があり誰もが安心して暮らせる未来をつくる必要があります。

「緑の募金」を活用し、身近な環境の緑化と人づくりに努めることでSDGsにも貢献します。

「緑の募金」の実施については、関係団体等の協力を得て一層の充実に努めます。

２ 募金期間

春期 令和５年 ３月２５日 ～ 令和５年 ５月３１日

秋期 令和５年 ９月 １日 ～ 令和５年１０月３１日

３ 募金実施地域

鳥取県内一円で実施する。

４ 募金の方法

（１）募金の実施者

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会が、各市町村支部との連携のもとに、関係機関、ボランティア団体等の協力を得て実施する。

（２）募金方法

家庭募金、学校募金、職場募金、企業募金、街頭募金、その他

５ 募金の目標額 ２１，０００千円

６ 事業計画

（１）森林の整備事業（２００千円）

森林づくりの促進事業（２００千円）

水源林、森林公園、学校林、地域のシンボリックな森林等公共性の高い森林の整備及び森林を利用した住民の交流活動等を促進するため、市町村・学校・団体等が行う森林づくり・交流活動等に要する経費に対して、予算の範囲内で助成する。

(2) 緑化推進事業

① 全県緑化の推進（850千円）

ア 鳥取県植樹祭の開催（550千円）

県民一人ひとりが、植樹を通じて自然との共生を図りながら、緑を育てる意識を醸成し、緑豊かな郷土を未来に引き継ぐことを目的として、鳥取県、岩美町との共催により第67回鳥取県植樹祭を開催する。

- ・開催期日 令和5年5月
- ・開催場所 岩美町
- ・参加予定者 県民、みどりの少年団 他（約500名）

イ 誕生記念樹の贈呈（300千円）

赤ちゃんの誕生をお祝いするとともに、未来を担う子ども達に豊かな緑を引き継いでもらうため、令和4年8月1日～令和5年7月31日に生まれた赤ちゃんを対象に、配布を希望される方100名に緑化樹を贈呈する。

② 地域緑化の推進（1,200千円）

住民の緑化意識の高揚と地域の緑づくりを推進するため、市町村・団体等が実施する緑化活動及び緑化に関するイベントの開催等に要する経費に対して、予算の範囲内で助成する。

③ 学校等緑化活動の推進（2,720千円）

ア 学校緑化推進事業（1,200千円）

環境教育の推進のため、園庭・校庭の整備（樹木の植樹、手入れ等）に要する経費に対し、予算の範囲内で助成する。

イ みどりの少年団交流集会の開催（360千円）

みどりの少年団が、学習や共同生活をとおして、自然に親しみながら森林について理解を深め思いやりの心を養うとともに、相互の交流と活動の活性化を図るため、交流集會を開催する。

- ・開催時期 令和5年9月
- ・開催場所 東伯郡琴浦町山川 県立船上山少年自然の家
- ・対象者 みどりの少年団員他 60名

ウ みどりの少年団育成（960千円）

みどりの少年団の体制強化を積極的に図り、次代を担う子ども達が、心豊かな、自然を愛する人間に育っていくことを目的として結成された「みどりの少年団」の活動を支援するため、育成費及び新設団等の整備品を予算の範囲内で助成する。

- ・助成対象みどりの少年団数 32団

エ みどりの少年団活動の推進（100千円）

地域での奉仕活動、野外での実践活動等、通常の少年団活動に加えてより充実した活動を行うみどりの少年団の活動に要する経費に対し、予算の範囲内で助成する。

オ 全国緑の少年団指導者研修会参加助成（100千円）

みどりの少年団指導者の指導體制の強化及び活動の活性化を図るため、全国緑の少年団連盟が主催する指導者研修会へ県内指導者を派遣し、全国の指導者との交流、指導技術の向上、情報交換を行うため、参加者に対し経費の一部を助成する。

- ・開催時期 令和5年11月
- ・開催場所 東京都内

④ 募金事業交付金（8,100千円）

各地域の学校や公共施設等公的施設の緑化を推進するため、募金団体が環境緑化事業等を実施する場合、市町村支部を窓口として街頭募金・学校募金・家庭募金の募金額の65%の範囲内で募金事業交付金を交付する。

⑤ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（544千円）

荒廃が進む里山林を整備するため地域住民が森林所有者、NPO法人、民間団体等と一緒に活動組織を作り、里山林の整備や侵入竹の除去、山林資源の活用等の活動を行う場合、活動組織に対し交付金を交付する。

- ・R5年度実施活動組織数 2団体（予定）

事業 2 緑と水の森林ファンド事業

1 事業計画 2, 840千円

県民及び青少年が森林・緑・水に触れ自然に対する認識を深め、住民参加による森林づくりを県・市町村・関係機関・森林ボランティア団体等との連携を図りつつ、地域に密着した県民参加の緑化運動を展開する。

(1) 樹名板の設置（100千円）

樹木に親しみ、樹木を大切にすることを養うため、公園、学校等の公的な場所の樹木に樹名板を設置する団体等に県産材を活用した樹名板を配布する。

(2) 木工工作キット配布事業（1, 340千円）

小中学校の児童・生徒に木材に触れることを通じて、木材の良さを認識してもらうため、県産材を利用した木工工作キットを希望する学校に配布する。

(3) 青少年・民間活動グループ育成（200千円）

森林・緑についての理解を深め、緑化活動等に参加する意識を醸成するため、学習会、研修会等の開催及び森林・緑づくりの実践活動を行う団体等が活動に要する経費に対して予算の範囲内で助成する。

(4) 森林空間活用推進事業（200千円）

森林・緑のさまざまな働きを活用して、憩いの場、癒しの場、学習の場として活用し、森林・緑に対する理解を深める取り組みとして地域、団体等が行う利活用、広報活動等に対して予算の範囲以内で助成する。

(5) 学校環境緑化モデル事業（1, 000千円）

学校環境の緑化を通じて青少年の環境教育の推進を図るために㈱ローソンの店頭で集めた緑の募金を活用して、小学校等が行う緑化事業に要する経費に対して予算の範囲内で助成する。

事業3 緑化普及事業

1 事業計画

県民に森林や緑への理解を深めてもらい、森林資源の保全と自然環境の向上を目的に、緑化に関するPR活動を積極的に行い、県民の自発的な森づくり・緑づくりへの参加について普及・啓発に関する事業を展開する。

2 事業内容

(1) 普及啓発事業

ア コンクール等の実施及び表彰

緑化思想の高揚を図るため、鳥取県との共催により、次のコンクール等を実施する。

○ 鳥取県緑化・育樹運動ポスター原画コンクール

- ・実施時期 令和5年6月～11月
- ・対象者 小・中・高等学校の児童・生徒

(2) 広報活動事業

ア 緑化の普及啓発

緑化運動や各種イベントの開催等の周知を図ることにより緑化の普及啓発を推進するため、新聞広告、ポスター、チラシ並びにホームページ等により広報活動を行う。

イ 会誌の発行

「とっとり緑推だより」を発行し、イベント会場等で配布し、県民等に緑化情報を提供する。

- ・発行回数 年2回

(3) 緑化運動の推進

ア 一株植樹運動

地域や家庭環境の緑化を推進するため、市町村、苗木業者等の協力を得て、植樹・緑化用苗木を安価で斡旋する。

- ・実施時期 令和5年3月

イ 緑化運動推進

公益社団法人国土緑化推進機構公募事業の募集の周知徹底等を行い、県民の緑化意識の高揚に努めるとともに、緑化の推進に資する。

令和5年度収支予算書

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	3,738,400	3,738,400	0
正会員受取会費	2,878,400	2,878,400	0
賛助会員受取会費	860,000	860,000	0
事業収益	1,500,000	1,500,000	0
一株植樹	1,500,000	1,500,000	0
受取補助金等	4,631,800	4,631,800	0
国土緑化推進機構交付金	700,000	700,000	0
国土緑化推進機構助成金	1,840,000	1,840,000	0
緑と水の森林ファンド助成金	1,000,000	1,000,000	0
林野庁交付金（多面的利用対策）	1,069,000	1,069,000	0
県交付金（多面的利用対策）	11,400	11,400	0
市町村交付金（多面的利用対策）	11,400	11,400	0
受託金	0	0	0
国土緑化推進機構等受託金	0	0	0
県受託金	0	0	0
緑の募金	21,000,000	21,000,000	0
緑の募金	21,000,000	21,000,000	0
雑収益	1,500	1,500	0
受取利息	1,500	1,500	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	30,871,700	30,871,700	0
(2) 経常費用			
事業費	31,388,700	31,338,700	50,000
給料手当	4,700,000	4,700,000	0
報 酬	50,000	50,000	0
諸手当	1,562,000	1,562,000	0
臨時雇用賃金	780,450	780,450	0
福利厚生費	1,130,000	1,130,000	0
会議費	50,000	50,000	0
旅費交通費	450,000	450,000	0
通信運搬費	489,000	489,000	0
消耗品費	432,000	432,000	0
消耗什器備品費	0	0	0
広告費	1,600,000	1,600,000	0
材料費	2,950,000	2,900,000	50,000
印刷製本費	675,000	675,000	0
光熱水料費	45,500	45,500	0
賃借料	66,500	66,500	0
保険料	10,000	10,000	0
諸謝金	15,000	15,000	0
租税公課	2,250	2,250	0
支払助成金	6,600,000	6,600,000	0
支払交付金	9,066,000	9,066,000	0
委託費	345,000	345,000	0
支払手数料	360,000	360,000	0
雑 費	10,000	10,000	0
管理費	1,615,789	1,665,789	-50,000
役員報酬	0	0	0
給料手当	291,000	291,000	0
報 酬	110,000	110,000	0
諸手当	258,000	258,000	0
臨時雇用賃金	44,100	44,100	0
退職給付費用	229,639	229,639	0
福利厚生費	100,000	100,000	0
会議費	80,000	80,000	0

科 目	当年度	前年度	増 減
旅費交通費	78,000	78,000	0
通信運搬費	41,500	51,500	-10,000
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	55,000	75,000	-20,000
印刷製本費	55,000	75,000	-20,000
光熱水料費	11,500	11,500	0
賃借料	16,500	16,500	0
租税公課	550	550	0
支払負担金	180,000	180,000	0
国土緑化推進機構	120,000	120,000	0
全国緑化推進委員会連絡協議会	10,000	10,000	0
緑の少年団全国連盟	50,000	50,000	0
	0	0	0
委託費	5,000	5,000	0
支払手数料	40,000	40,000	0
雑 費	20,000	20,000	0
経常費用計	33,004,489	33,004,489	0
評価損益等調整前当期経常増減額	-2,132,789	-2,132,789	0
損益評価等計	0	0	0
当期経常増減額	-2,132,789	-2,132,789	0
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	-2,132,789	-2,132,789	0
当期一般正味財産増減額	-2,132,789	-2,132,789	0
一般正味財産期首残高	17,598,872	19,731,661	-2,132,789
一般正味財産期末残高	15,466,083	17,598,872	-2,132,789
II 指定正味財産増減の部	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	15,466,083	17,598,872	-2,132,789

令和5年度収支予算書内訳表

令和5年1月1日から令和5年12月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業				小 計	法人会計	合 計
	公1(緑の募金)	公2(緑と水)	公3(緑化普及)	共通事業			
I 一般正味財産増減の部							
1 経常増減の部							
(1) 経常収益							
受取会費	0	0	0	1,869,200	1,869,200	1,869,200	3,738,400
正会員受取会費	0	0	0	1,439,200	1,439,200	1,439,200	2,878,400
賛助会員受取会費	0	0	0	430,000	430,000	430,000	860,000
事業収益	0	0	1,500,000	0	1,500,000	0	1,500,000
一株植樹	0	0	1,500,000	0	1,500,000	0	1,500,000
受取補助金等	1,291,800	3,340,000	0	0	4,631,800	0	4,631,800
国土緑化推進機構交付金	200,000	500,000	0	0	700,000	0	700,000
国土緑化推進機構助成金	0	1,840,000	0	0	1,840,000	0	1,840,000
緑と水の森林ファンド助成金	0	1,000,000	0	0	1,000,000	0	1,000,000
林野庁交付金(多面的利用対策)	1,069,000	0	0	0	1,069,000	0	1,069,000
県交付金(多面的利用対策)	11,400	0	0	0	11,400	0	11,400
市町交付金(多面的利用対策)	11,400	0	0	0	11,400	0	11,400
受託金	0	0	0	0	0	0	0
国土緑化推進機構等受託金	0	0	0	0	0	0	0
緑の募金	21,000,000	0	0	0	21,000,000	0	21,000,000
緑の募金	21,000,000	0	0	0	21,000,000	0	21,000,000
雑収益	30	0	0	1,470	1,500	0	1,500
受取利息	30	0	0	1,470	1,500	0	1,500
雑収益	0	0	0	0	0	0	0
経常収益計	22,291,830	3,340,000	1,500,000	1,870,670	29,002,500	1,869,200	30,871,700
(2) 経常費用							
事業費	25,198,200	3,598,700	2,541,800	0	31,338,700	0	31,338,700
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0
給料手当	4,030,000	335,000	335,000	0	4,700,000	0	4,700,000
報酬	50,000	0	0	0	50,000	0	50,000
諸手当	1,214,000	172,000	176,000	0	1,562,000	0	1,562,000
臨時雇用賃金	553,000	51,450	176,000	0	780,450	0	780,450
福利厚生費	990,000	25,000	115,000	0	1,130,000	0	1,130,000
会議費	50,000	0	0	0	50,000	0	50,000
旅費交通費 R1 40000	405,000	25,000	20,000	0	450,000	0	450,000
旅費交通費 R1 1100000	360,500	51,500	77,000	0	489,000	0	489,000
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0
消耗什器備品費	334,000	48,000	50,000	0	432,000	0	432,000
消耗品費	1,600,000	0	0	0	1,600,000	0	1,600,000
広告費	1,600,000	0	1,300,000	0	2,900,000	0	2,900,000
材料費	450,000	0	225,000	0	675,000	0	675,000
印刷製本費	36,000	4,500	5,000	0	45,500	0	45,500
光熱水料費	53,000	6,000	7,500	0	66,500	0	66,500
賃借料	10,000	0	0	0	10,000	0	10,000
保険料	15,000	0	0	0	15,000	0	15,000
諸謝金	1,700	250	300	0	2,250	0	2,250
租税公課	3,760,000	2,840,000	0	0	6,600,000	0	6,600,000
支払助成金	9,066,000	0	0	0	9,066,000	0	9,066,000
支払交付金	330,000	0	15,000	0	345,000	0	345,000
委託費	280,000	40,000	40,000	0	360,000	0	360,000
支払手数料	10,000	0	0	0	10,000	0	10,000
雑費							

科 目	公益目的事業				小 計	法人会計	合 計
	公1 (緑の募金)	公2 (緑と水)	公3 (緑化普及)	共通事業			
管理費	0	0	0	0	0	1,665,789	1,665,789
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0
給料手当	0	0	0	0	0	291,000	291,000
報酬	0	0	0	0	0	110,000	110,000
諸手当	0	0	0	0	0	258,000	258,000
臨時雇用賃金	0	0	0	0	0	44,100	44,100
退職給付費用	0	0	0	0	0	229,639	229,639
福利厚生費	0	0	0	0	0	100,000	100,000
会議費	0	0	0	0	0	80,000	80,000
旅費交通費	0	0	0	0	0	78,000	78,000
通信運搬費	0	0	0	0	0	51,500	51,500
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	0	0	0	0	0	75,000	75,000
印刷製本費	0	0	0	0	0	75,000	75,000
光熱水料費	0	0	0	0	0	11,500	11,500
賃借料	0	0	0	0	0	16,500	16,500
租税公課	0	0	0	0	0	550	550
支払負担金	0	0	0	0	0	180,000	180,000
国土緑化推進機構	0	0	0	0	0	120,000	120,000
全国緑化推進委員会連絡協議会	0	0	0	0	0	10,000	10,000
緑の少年団全国連盟	0	0	0	0	0	50,000	50,000
委託費	0	0	0	0	0	0	0
支払手数料	0	0	0	0	0	5,000	5,000
雑 費	0	0	0	0	0	40,000	40,000
経常費用計	25,198,200	3,598,700	2,541,800	1,870,670	31,338,700	1,665,789	33,004,489
評価損益等調整前当期経常増減額	-2,906,370	-258,700	-1,041,800	1,870,670	-2,336,200	203,411	-2,132,789
損益評価等計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	-2,906,370	-258,700	-1,041,800	1,870,670	-2,336,200	203,411	-2,132,789
2 経常外増減の部							
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	-2,906,370	-258,700	-1,041,800	1,870,670	-2,336,200	203,411	-2,132,789
当期一般正味財産増減額	-2,906,370	-258,700	-1,041,800	1,870,670	-2,336,200	203,411	-2,132,789
一般正味財産期首残高	0	0	0	8,799,436	8,799,436	8,799,436	17,598,872
一般正味財産期末残高	-2,906,370	-258,700	-1,041,800	10,670,106	6,463,236	9,002,847	15,466,083
II 指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0
III 基金増減の部							
当期基金増減額	0	0	0	0	0	0	0
基金期首残高	0	0	0	0	0	0	0
基金期末残高	0	0	0	0	0	0	0
IV 正味財産期末残高	-2,906,370	-258,700	-1,041,800	10,670,106	6,463,236	9,002,847	15,466,083

公益社団法人 鳥取県緑化推進委員会 会員名簿 (令和4年12月31日現在)

1 特別会員 (1名)

鳥取県教育委員会教育長

2 正会員 (86名) 【内訳：県・市町村20 団体22 個人44】

鳥取県 鳥取市 岩美町 八頭町 若桜町 智頭町 倉吉市 湯梨浜町 三朝町
北栄町 琴浦町 米子市 境港市 南部町 伯耆町 日吉津村 大山町 日南町
日野町 江府町

(一財)日本きのこセンター 鳥取県漁業協同組合 (一社)鳥取県建設業協会
(一社)鳥取県造園建設業協会 鳥取県山林樹苗協同組合 鳥取県椎茸生産組合連合会
鳥取県商工会議所連合会 鳥取県森林組合連合会 鳥取県森林土木連絡協議会
鳥取県農業協同組合中央会 鳥取県連合婦人会 鳥取県木材協同組合連合会
鳥取県林業研究グループ連絡協議会 (株)山陰合同銀行

鳥取県東部森林組合 八頭中央森林組合 智頭町森林組合 鳥取県中部森林組合
大山森林組合 鳥取県西部森林組合 鳥取日野森林組合 日南町森林組合

(東部地区個人会員) 24

市谷 知子 井殿 啓法 尾崎 薫 尾崎 義弘 銀杏 泰利 坂野経三郎
嶋沢 和幸 島谷 龍司 澤米 由己 竹内 功次 地原 伸 常田 賢二
中島 規夫 西川 憲雄 浜崎 晋一 濱辺 義孝 広谷 直樹 福田 俊史
福浜 隆宏 藤縄 喜和 本田誠之助 松原 節夫 森田 章文 山口 雅志

(中部地区個人会員) 5

伊藤 保 興治 英夫 川部 洋 語堂 正範 由田 隆

(西部地区個人会員) 15

生田 公良 内田 隆嗣 内田 博長 鹿島 功 斉木 正一 澤 紀男
西村 弥子 野坂 道明 浜田 一哉 浜田 妙子 福間 裕隆 松田 正
森 雅幹 安田 由毅 山川 智帆

(個人会員は地区別に五十音順)

3 賛助会員（67社）

(株)愛進堂 (株)アオキ建設 (株)赤碕トランスネット (有)浅中錦松園
アサヒコンサルタント(株) (株)井木組 因幡環境整備(株) (有)今松工務店
(株)ウエスコ鳥取支社 馬野建設(株) (株)遠藤農園 王子製紙(株)米子工場
オグラ建設(株) (有)小倉興産 (株)オロチ (有)片山庭園 河崎植木園 晃進建設(有)
(株)高野組 こおげ建設(株) 国土防災技術(株)鳥取営業所 (株)山陰アサヒ・アド
山陰建設(株) (株)山陰放送 山陰緑化建設(株) (株)重道組 (有)進製作所
(株)新日本海新聞社 (株)大協組 (株)大地企画 大和建设(株) 大和森林(株)
(株)竹内組 (有)辰巳園 (株)タナカ (株)谷尾樹楽園 (株)谷口工務店 (有)谷本種苗園芸
中央印刷(株) 中国電力(株)鳥取支社 (株)チュウブ (株)寺谷組 東洋交通施設(株)
鳥取市水道局 (有)長石建設 中一建設(株) (株)ナガトウ建設 日南振興(株)
日本海テレビジョン放送(株) (株)ヌック (株)八田建設 日ノ丸印刷(株)
(有)福岡組 福上工業(株) (株)藤原組 (有)プロテクト 北栄グリーン
(有)松本建設 (株)丸由 (有)みどり建設 美保テクノス(株) (有)宮本組 八頭土木建築(有)
やまこう建設(株) (株)ランドサイエンス (有)緑清園 (株)渡辺造園
(五十音順)

定 款

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人鳥取県緑化推進委員会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって支部を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、森林の整備及び緑化の推進を図り、もって豊かな県土の発展に寄与するとともに、緑化に係る国際協力にも寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）第2条第2項の緑の募金をいう。以下同じ。）の推進及び緑の募金による寄附金の管理に関すること。
- (2) 緑の募金による森林の整備、緑化の推進並びにこれらに係る国際協力（以下「森林整備等」という。）を行うものに対する交付金の交付、森林整備等の実施並びに森林整備等に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 森林整備等に関する情報又は資料の収集及び提供に関すること。
- (4) 緑化の普及啓発及び広報活動に関すること。
- (5) 緑化活動に関すること。
- (6) 公益社団法人国土緑化推進機構の行う「緑と水の森林ファンド事業」に関すること。
- (7) 国民参加の森林づくりの推進に関すること。
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

(法人の構成)

第5条 この法人の会員は、次に掲げる3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人に功労のあったもの又は学識経験者（個人又は団体）で総会において承認されたもの。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員（特別会員を除く）になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出することによって申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により入会の承認をしたときは、理事長は、会員名簿に所要事項を記載するとともに、申込者にその旨通知するものとする。入会を拒否したときは、理事長は申込者にその旨通知する。
- 3 理事長の推薦を受け、総会で特別会員として承認された者があるときは、理事長は会員名簿に所要事項を記載するとともに、その者にこの法人の特別会員として掲載する旨を通知する。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は毎年、総会において別に定める会費を払う義務を負う。ただし、特別会員は除く。

- 2 既納の会費は返還しない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員の資格喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 常勤の理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 第39条に定める借入の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度2月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、出席した正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人による議決権を行使することが出来る。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその総会において選任された2人以上の議事録署名人が、署名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長とする。

3 理事長、副理事長以外の理事のうち1名の常務理事を置くことができる。

4 前2項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、正会員（法人その他団体にあつては、その役職員）の中から

総会の決議によって選任する。ただし、理事5名以内及び監事1名は、正会員（法人その他団体にあつては、その役職員）以外から選任することができる。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員要件）

第22条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらのものに準ずる者として当該理事と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長、副理事長は、法令及びこの定款並びに理事会で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第28条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、押印する。

第7章 緑の募金等に係る運営協議会

(運営協議会の設置)

第33条 この法人に、毎事業年度の緑の募金及び緑と水の森林ファンド（以下「緑の募

金等」という。)に関する事業の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算その他緑の募金の運営に関する重要事項を、この法人の諮問に応じて、調査審議する機関として運営協議会を置く。

(運営協議会の組織)

第34条 運営協議会は、委員10人以上15人以内で組織する。

- 2 運営協議会の委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、鳥取県知事の認可を受けて理事長が任命し、その任期は2年とする。
- 3 補欠又は増員により就任した運営協議会の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 運営協議会の委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(運営協議会会長)

第35条 運営協議会に会長を置き、運営協議会の委員の互選によりこれを定める。

- 2 運営協議会の会長(以下この条において「会長」という。)は、運営協議会の会務を総理する。
- 3 運営協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委 任)

第36条 この章に規定するもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第8章 専門委員会

(専門委員会)

第37条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を得て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、理事会の決議を得て、理事長が委嘱する。
- 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(基本財産)

第38条 次の各号の財産は、この法人の基本財産とする。

- (1) 寄付者から基本財産に繰り入れることを指定された財産
 - (2) 理事会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産
- 2 前項の財産は、理事長がこの法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を必要とする。

(長期借入金)

第39条 この法人が借入をする場合には、当該事業年度内にその全額を返済することが予定されている場合を除き、総会の決議を要する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、緑の募金にかかる部分については運営協議会の意見を聴いた後、理事会の承認を得て、その事業年度開始の日の前日までに鳥取県知事に提出しなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、緑の募金に係る部分については運営協議会の意見を聴いた後、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の種類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 常勤の理事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。この場合において、緑の募金に係る部分については、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合

は、鳥取県内において発行する日本海新聞に掲載する方法による。

第12章 事務局

(設置等)

第49条 この法人に事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。

2 事務局の組織、運営及び内部管理等に必要な規則は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第13章 補則

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は伊藤美都夫、副理事長は西山信一、森下洋一とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

